

Title	奈良時代軍事制度の研究
Author(s)	松本, 政春
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49423
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

主論文は、日本古代軍事制度の考察を通して、軍隊を供給する社会下部の条件と国家権力の在り方の究明を意図した研究であり、三編の構成により序論も含め全18章、424頁、約914枚（400字詰め原稿用紙換算）から成り、塙書房から刊行された。また別に、副論文として『律令兵制史の研究』（全三編12章、318頁、約689枚、清文堂刊）が提出されている。

論者は、序論で「軍国体制」の内実を軍防令の分析を通して明らかにすると説明し、①兵士、②兵器、③兵馬の分析などを解明する意図を示して、第一編「軍団と兵士」、第二編「兵器の生産と管理・運用」、第三編「馬政と軍事」の編目に沿って、それぞれの分析に数章を宛て、論考全体を体系的に配列している。論者は日本中世までつづく「弓馬に便なる者」の武士（兵士）像が古代史を通じて形成されたとの見通しから、軍団兵士の兵力の質を具体的な軍事行動や軍事政策を通じて検証する。

まず、第一編、1章「律令制下諸国軍団数について」では、国ごとに配置された軍団数を散在する史料から復元し、それらが、1000名、500名、300名の等級をもち、陸奥の6軍団や西海道の18軍団など国ごとに軍事的な比重により決定され、律令国家の軍事認識が窺われることを推量する。2章「軍団の等級とその規模」では、職員令集解所引の「八十一例」を根拠に、軍団が100名を単位に組織され、奈良時代以前の大宝令制下で唐制を引き継ぐ形で成立したことを論じる。3章「一戸一兵士説への疑問」では、戸籍の戸別編成が一戸一兵士を点定する目的で編戸されたとの学説を、「出雲国風土記」から知られる軍団の在り方から成り立たないと論じる。4章「続日本紀・養老二年十一月癸丑条の解釈」では、京の守衛を担う衛士が畿内諸国の軍団から差点されたとの仮説を検討して、京にも軍団が存在し、宮城防衛などの任務をもつと指摘する。5章「衛士小論」は、造営官司にも衛士が配置され、「衛士雑使」として力役を担うことがあったことを正倉院文書の史料を用いて証明する。6章「養老期の軍制改革」は、奈良時代初期に早くも軍団縮小策が現れる理由を、当時の造都事業への加重負担や相次ぐ飢饉などから説明し、併せて軍団の目的が対外的な危機への対処にあったことを強調する。7章「征隼人軍の編成と軍団」は、勲位史料の考察を通して、隼人征討が国司のもとで進められ、先行研究の郡司軍事力説を否定する。8章「神火事件と軍毅」は、奈良時代後期から地方で頻発する正倉放火事件に郡司だけでなく、軍毅も関与していたと推論する。

第二編、1章「造兵司の復置年代について」は、唯一の兵器生産官司である造兵司が廃止と復置を繰り返す、最終的に兵庫寮に併合される過程を論じる。2章「延喜兵部省式・諸国器仗条をめぐる諸問題」は、諸国から「様器仗」という形で統一規格の規定数が中央兵器として集積できるよう、国衛工房が生産・管理を担ったこと、また、畿内を優遇措置により免除する一方、陸奥・出羽や西海道諸国には特別の配給ルートが存在したことを論じる。3章「西海道における諸国器仗制の成立」は、天平宝字5年（761）、大宰府において正税を財源とする兵器造進が行われるのは、東国防人の差遣困難という状況に対応した措置であったと指摘する。4章「藤原仲麻呂の乱と兵庫」は、天平宝字8年（764）の内乱に際し、手続きを要する兵庫寮の武器は用いず、正倉院保有の兵器を道鏡の影響下にあった授刀衛に支給して乱に即応したと論じる。

第三編、1章「官人騎兵制とその展開」は、古代に官人の騎馬、下馬礼の広汎な存在を指摘し、騎兵司に象徴される有位者の騎兵が官人武力の主体であり、淵源を渡来人の風習に遡ること、奈良時代以前の天武・持統朝に全官人の騎馬兵化が図られたことを主張する。2章「貴族官人の騎馬と乗車」は、九世紀以降、上級官人のなかに騎馬に代わり乗車の風が広がって地位の象徴となり、官人騎兵制が次第に解体したと主張する。3章「軍団騎兵と健児」は、軍団騎兵が活躍した事例として、広嗣の乱や蝦夷征討を挙げる一方、延暦11年（792）に軍団に代わり設置された健児を騎兵と解釈する学説には裏づけは認められないと述べる。4章「馬寮監について」は、厩馬の総監として8世紀に機能し、衛府の長官が兼任するなど軍事的機能も併せ持ったことを指摘する。5章「国餉御馬制と藤原仲麻呂」は、左右馬寮が畿内近国の国餉の牧と馬の補給の面で繋がりを持ち、中央の官人騎馬制を支えたこと、その成立の背景には広嗣の乱の経験が想定され、軍国体制の崩壊とともに実体を失ったことなどを論じる。

なお、副論文『律令兵制史の研究』は、石母田正や吉田孝の律令国家成立の国際的契機

【63】

氏名	まつもと まさ はる 松本政春
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 22554 号
学位授与年月日	平成20年11月4日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	奈良時代軍事制度の研究
論文審査委員	(主査) 教授 梅村 喬 (副査) 教授 平 雅行 准教授 高橋 照彦

説を検証するという視角から、律令軍制の国内での治安維持や階級抑圧機能、防衛的性格の事例、武力における呪術の意義などを多角的に検討した論考を収録する。

論文審査の結果の要旨

審査は、主論文を中心に各編ごとの論文を検討するという形で進められた。総体として序論で述べる研究意図を、三編に分載した各章で実証するという構成をとり、それぞれに緻密な論が展開され、論者が20数年にわたり研究を計画的に遂行したことを示すものとなっている。その意味で、本論文は学位申請に相応しい整った形式を有している。また、律令軍事制を多岐にわたる事例から解明して、この分野の深化に大きく寄与し、その篤実な研究姿勢と相まって説得力のある結論を引き出すことに成功している。

軍団と兵士について検討した第一編は、軍団が辺要国に重点的に設けられ、その軍団数が各地の軍事的比重に応じていたと結論づけるが、その推論の過程には無理がなく説得力のあるものとなっている。また、軍団の由来が唐の高句麗遠征の過程で形成された編成方式を基に構想されたと理解した点や、当時、学界でも影響力のあった編戸の一戸一兵士制の解釈の成り立たないことを論証した手つづきも堅実である。従来十分論じられなかった京畿兵士の問題にも着目して、諸多の例から軍団の実像を解明し、畿内論など古代史研究に積極的な問題提起を行った労作と評価でき、全体として律令軍団制の研究水準を高めた研究である。ただ、郡司の軍事力を過度に強調する一部学説を是正した主張は説得的であるが、軍団の指揮に当たる軍毅への論及は少ない。史料の乏しさが妨げになっているとはいえ、軍事指揮や訓練に当たった軍毅の専論が加えられるべきである。また、近年の「北宋天聖令」の発見は、日中律令の比較研究に新しい局面をもたらしつつあり、今後、論者が依拠する軍防令の再検討も必要となろう。

兵器の問題を論じた第二編は、兵器の生産と調達・管理という軍事研究に不可欠の問題に取り組んだ論考として有用であり、新しい問題提起に成功している。造兵司の改廃の過程や諸国器仗条により兵器の中央集中の実態を明らかにしたこと、仲麻呂の乱における兵器の出蔵に分析を加えて、乱失敗の要因を探るなど、興味深い指摘が多々含まれている。しかし一方で、知見も多い考古資料の分析・論及が見られないのは、論者の専門からして、やや物足りなさが残るところである。

馬政を軍事から捉えた第三編は、特に官人騎兵制の主張において明快なものがあり、本論文の白眉と評価できる所論であり、後世に引き継がれる「弓馬の士」像の形成という点でも大きな問題を提起した優論である。最新の論文で、論者は全官人の武装を古代国家成立の画期と捉える構想を発表しており、「政の要は軍事」とされる律令国家体制の内実に迫る力作と言えよう。国飼御馬制度など馬政を支えた貢馬の調達体制の研究や、健児を騎馬兵とした解釈を訂正するなど、主張に説得力があり、武的儀礼の展開や東国における牧の広がりを考える上にも裨益するところの多い学説と評価できる。敢えて難を言えば平安時代中後期への展望を欠く憾みを残すが、奈良時代を主な研究対象とした本論文には望蜀の言というべきであろう。

このように本論文に対して多少の注文はあるものの、全体として、長年にわたる氏の研究が古代軍事制という蓄積の手薄な分野に厚みを与え、その解明に大きな貢献をしたことは広く認められるところである。よって本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。